

## 議案第5号 定款変更（電磁的方法による表決の追加）

理事会及び総会の出欠回答は書面で行うことが定款に定められているため、出欠回答を郵送（往復ハガキ）により行っているが、近年の郵便料金値上げにより郵送費用が増加している。定款に電磁的方法（メール、ウェブフォームからの回答）を取り入れ費用削減を図りたい。

### ・定款 第5章 総会 第32条 2項

現在	やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
変更案	やむを得ない理由により総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、 <u>書面又は電磁的方法により表決</u> し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

### ・定款 第6章 理事会 第40条 2項

現在	やむを得ない理由のため理事会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
変更案	やむを得ない理由により理事会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、 <u>書面又は電磁的方法により表決</u> することができる。